

納税が町の活力を支えます

納付期限 12月26日(金)

口座振替のかたは、12月25日(木)に口座引き落としをしますので、預金残高などの確認をお願いします。

12月が納付期限となるのは

町県民税 (4期)
国民健康保険税 (6期)
介護保険料 (6期)
後期高齢者医療保険料 (6期) です。

町では、12月を「町税完納月間」と定め、町税の確保に努めます。

軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付は、12月26日(金)が最後の納付期限となります。

納税は、社会の基本的なルールです。自ら進んで12月の「町税完納月間内」に納付してくださいようお願いいたします。

◇償却資産の申告を!

期限は平成27年2月2日(月)

法人や自営業者などで、その事業に使用する償却資産(10年未満の個人住宅用太陽光発電設備・家屋として課税される建物、自動車および軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車などは除く)の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数・見積価格など、償却資産課税台帳の登録および価格決定に必要な事項を、2月2日(月)までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。

期限内申告にご協力ください。

◇国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料の控除対象

国民健康保険税と介護保険料、後期高齢者医療保険料は、平成26年分の確定申告または年末調整での社会保険料控除の対象となります(平成26年1月1日から12月31日までに納付された額だけが控除対象)。

証明書は、税務課で無料で発行します。
なお、平成27年1月1日以降に納付された場合は、平成27年分の控除対象となります。

◎問い合わせ先

役場税務課

☎(86) 1172 [直通]

臨時給付金の申請はお済みですか

平成26年4月からの消費税増税に伴う、低所得者層、子育て世帯層への負担を緩和するためにとられた暫定的・臨時的な措置が、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」です。

これらの申請期限は、平成27年1月14日(水)です。

申請がお済みでないかたは、早めに申請してください。

○対象者

〔臨時福祉給付金〕

平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていないかた。

ただし、自身を扶養しているかたが課税されている場合や、生活保護の被保護者となっている場合は対象外。

〔子育て世帯臨時特例給付金〕

平成26年1月分の児童手当受給者。

※対象者と思われるかたには、平成26年7月に申請書を送付しています。

広報長島6月号を参考にしてください。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課

☎(86) 1157 [直通]

